

山梨県の新型コロナウイルス感染者の療養の基本的な考え方について

- 県では、新型コロナウイルスに感染している全ての患者が、その症状に応じて、重点医療機関への入院又は宿泊療養施設への入所を原則としております。
- このため本県では、医療へのアクセスがないまま自宅療養となる患者は、一人も出しておりません。
- また、宿泊療養施設等に入所している重症化リスクの少ない無症状の患者のうち、医師が可能と判断し、かつ、本人や家族の同意がある患者については、本県独自で自宅に戻って療養していただくことも可能としております。
- このような患者が自宅に戻った後も、山梨大学や県医師会との連携による毎日の健康観察や24時間相談体制を整えるとともに、生活に必要な支援物資の支給など、万全なサポートを行っております。
- 更に、自宅に戻った患者と連絡が取れない等の緊急時には、市町村と連携し患者宅訪問（患者の見守り）を行うなど、医療関係機関や自治体と連携した本県独自の「退所後ケア」の仕組みを構築しているところです。
- この仕組みにより、感染者が急増する場合でも、医療提供体制を守り、かつ、一人ひとりに必要な医療的ケアを提供し、県民の皆様安心して療養していただける体制を確保しております。